

平成23年4月からの国民健康保険制度の改正について！

70歳～74歳の方の医療費の窓口負担の据え置き(平成23年4月診療から)

平成23年4月から70歳～74歳の方(3割負担の方を除く)の医療機関などでの窓口負担は、1割から2割に変更の予定でしたが、平成24年3月診療まで延長され1割に据え置かれます。それに伴い自己負担限度額も据え置きとなります。

この変更に伴い、国民健康保険証の「一部負担金の割合」欄が「2割(平成23年3月31日までは1割)」と印字されている方に表示を変更した国民健康保険証を平成23年3月末までに郵送しますので、4月以降に医療機関等受診される場合は、送付の保険証により受診ください。

●問い合わせ先 住民課保険班 ☎ 78-3113 (119・120)

各種障害者手当について

この制度は在宅生活において介護を必要とする重度の障がい者に対して支給される手当です。手当は次の3種類があります。詳しい認定基準や手続き等については、問い合わせ先へお尋ねください。

◆障害児福祉手当(月額14,330円)

20歳未満で身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする児童に対して支給される手当です。(当該障がいを支給理由とする年金を受給されている方は受給(申請)できません。)

◆特別障害者手当(月額26,340円)

20歳以上で身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする方に対し支給される手当です。

◆特別児童扶養手当(1級:月額50,550円、2級:月額33,670円)

20歳未満で身体又は知的・精神に障がいがあり、法令に定められた障害等級に該当する障がい児の父母又は養育者に対して支給される手当です。(障がい児が当該障がいを支給事由とする年金を受給されている方は受給(申請)できません。)

※いずれの手当も3ヵ月以上入院している場合や福祉施設に入所している場合は対象外になります。

※いずれの手当も所得による支給制限があります。また、障がい程度の認定は、原則として診断書により審査することとなります。

●問い合わせ先 住民課福祉班 ☎ 78-3113 (117)

年金 TOPICS 平成23年度の国民年金保険料は月額15,020円です

保険料は、収め忘れがないよう納付期限までに納めましょう。

毎月の保険料は、毎年4月上旬に1年分まとめて送られてくる「納付書」によって翌月の末日までに納めます。保険料の納め先は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。

また、毎月現金で納める以外にも口座振替で納めることもできます。口座振替ですと、毎月自動的に指定の口座から保険料が引き落とされ、納め忘れがなく、納付の手間と時間が省けて大変便利です。

■ 口座振替の早割制度

毎月の保険料の納付を通常の翌月末ではなく、当月末に口座振替により納付することで毎月の保険料が50円割引になる制度です。お問い合わせ、お申し込みについては、年金事務所へおたずね下さい。

出張年金相談(予約制:0965-35-6123)
(年金事務所の職員が相談をお受けします)

3月10日(木)水俣市もやい館、3月11日(金)芦北町役場

問い合わせ先 八代社会保険事務所 ☎ 0965-35-6143 、 住民課住民班 ☎ 78-3113 (113)